

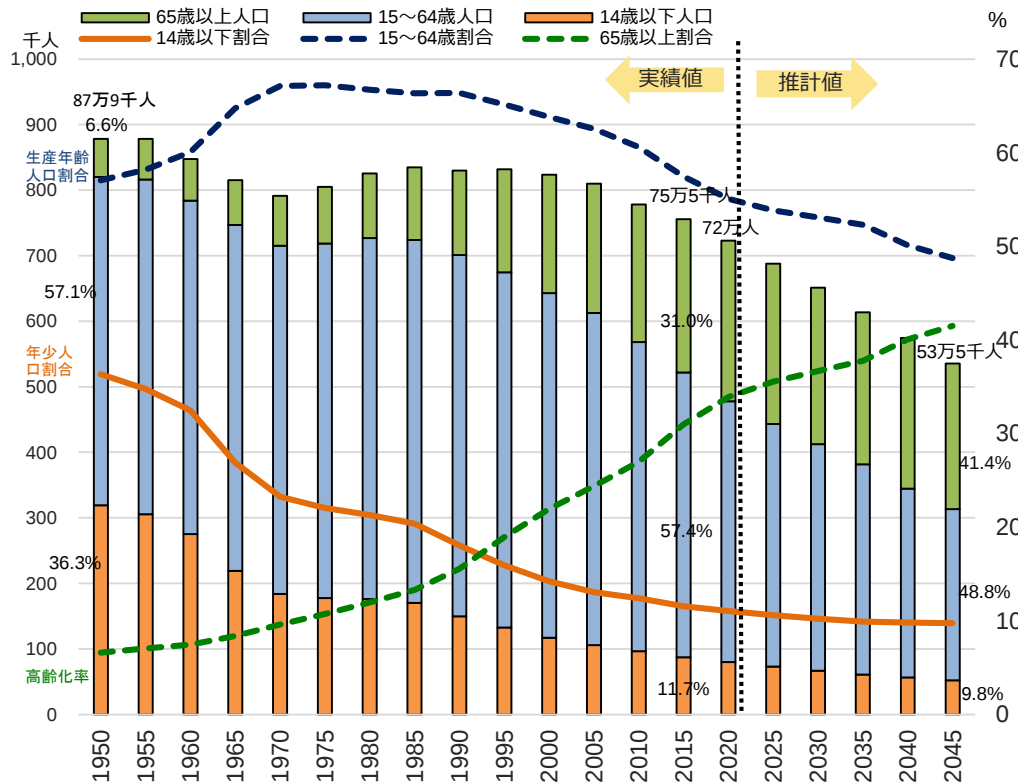
少子化の現状等について

徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課

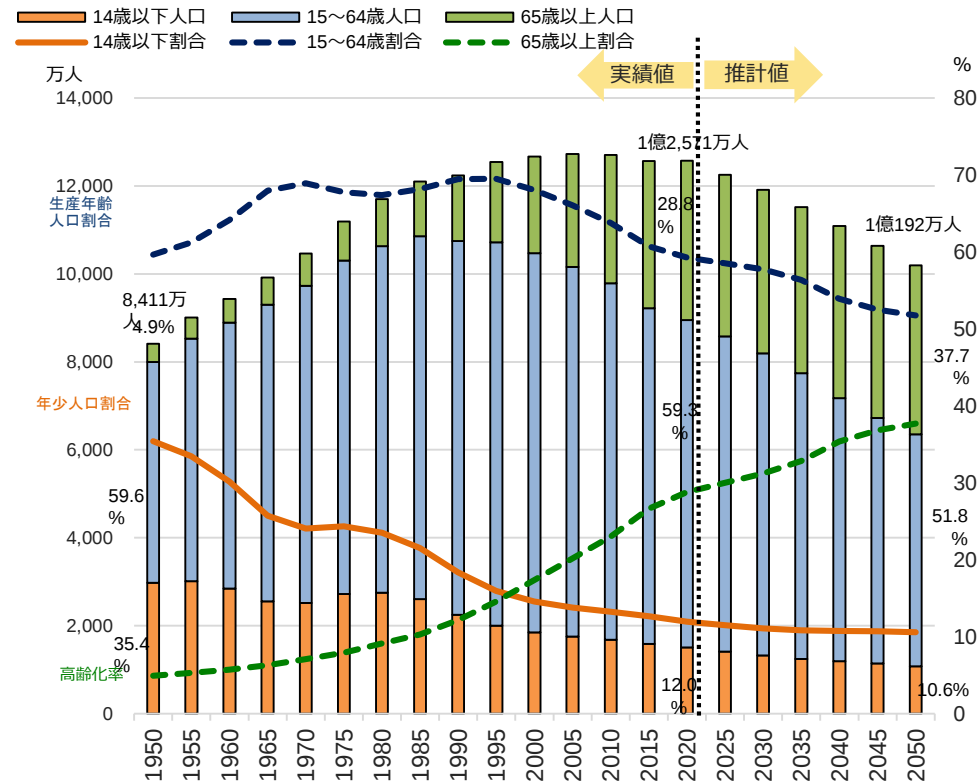
1 将来の人口見通し

- 徳島県の**総人口**は、2020年10月1日現在（速報値）719,704人、5年前より36,029人（4.77%）減少（自然動態の減少3.44%，社会動態の減少1.32%）
今後も減少を続け、2045年には535千人となる見通し
- 人口構造は大きく変化し、徳島県の年少人口（0～14歳）の割合は、1950年の36.3%から、2015年は11.7%と大幅に低下、2045年には9.8%まで低下する見込

徳島県における人口推移と人口推計



全国における人口推移と人口推計



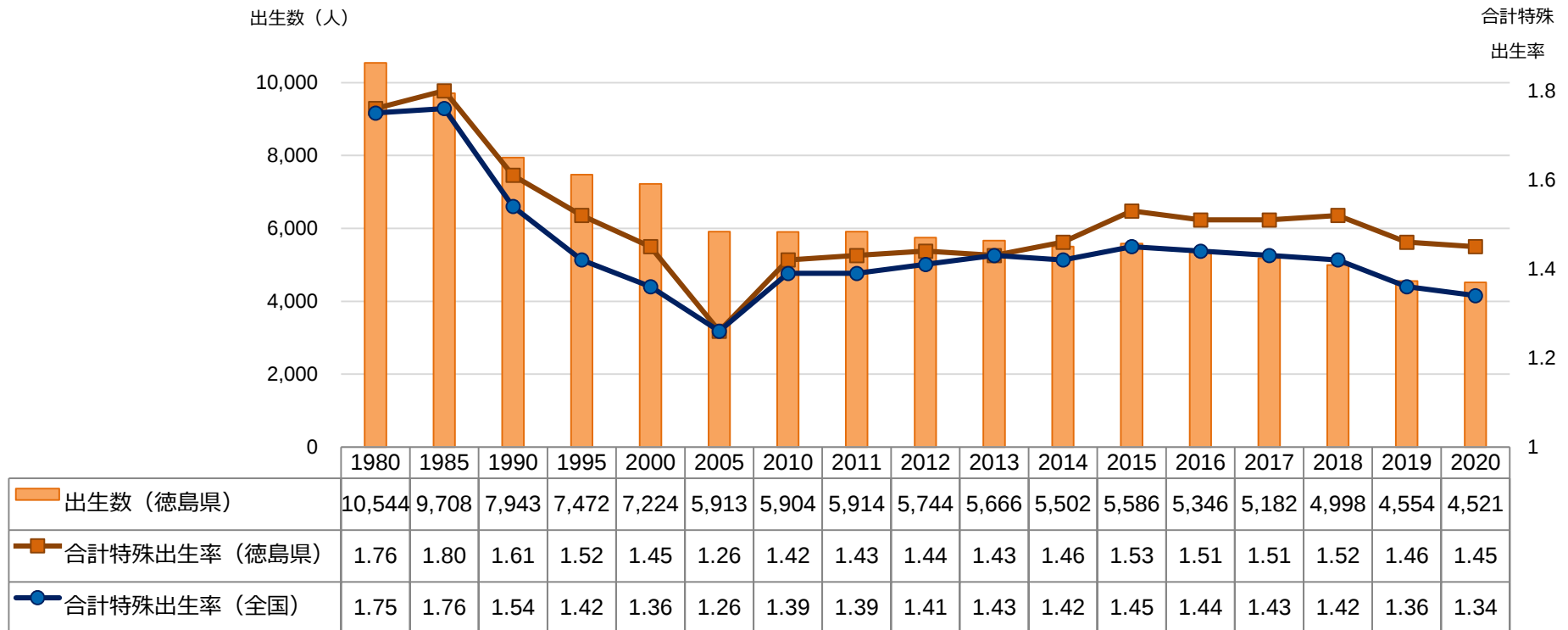
2020年まで 総務省「国勢調査」ただし、2020年は速報値（徳島県は総人口のみ）
2025年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

2 少子化の現状

- 2020年の**出生数**（概数）
全国 「840,832人」で、前年より 24,407人減少（過去最少）
徳島県 「4,521人」で、前年より 33人減少（過去最少）
- 2020年の**合計特殊出生率**（概数）
全国 「1.34」で、前年より 0.02ポイント低下
徳島県 「1.45」で、前年より 0.01ポイント低下（全国23位）

➡ 希望出生率 1.8の実現

出生数及び合計特殊出生率の推移



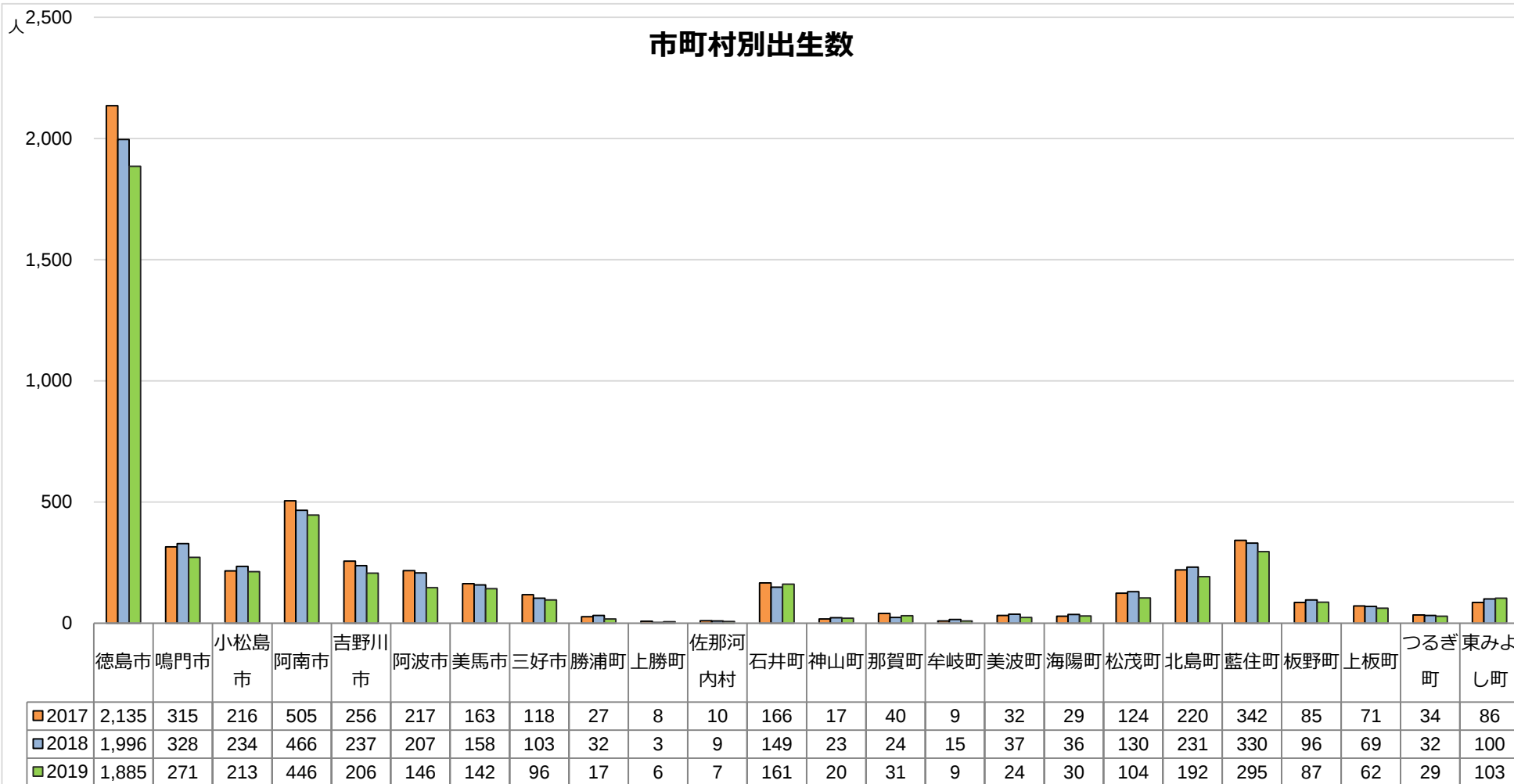
※ 合計特殊出生率：「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する

※ 希望出生率：結婚して子供を産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率

2020年は概数
厚生労働省「人口動態統計」

(参考) 県内市町村の出生数の状況

2017年～2019年の**県内市町村の出生数**の状況は、次のとおり
 2019年の出生数を前年と比較すると、4 町で増加、20 市町村で減少
 2年連続の増加は、1 町（東みよし町）のみ

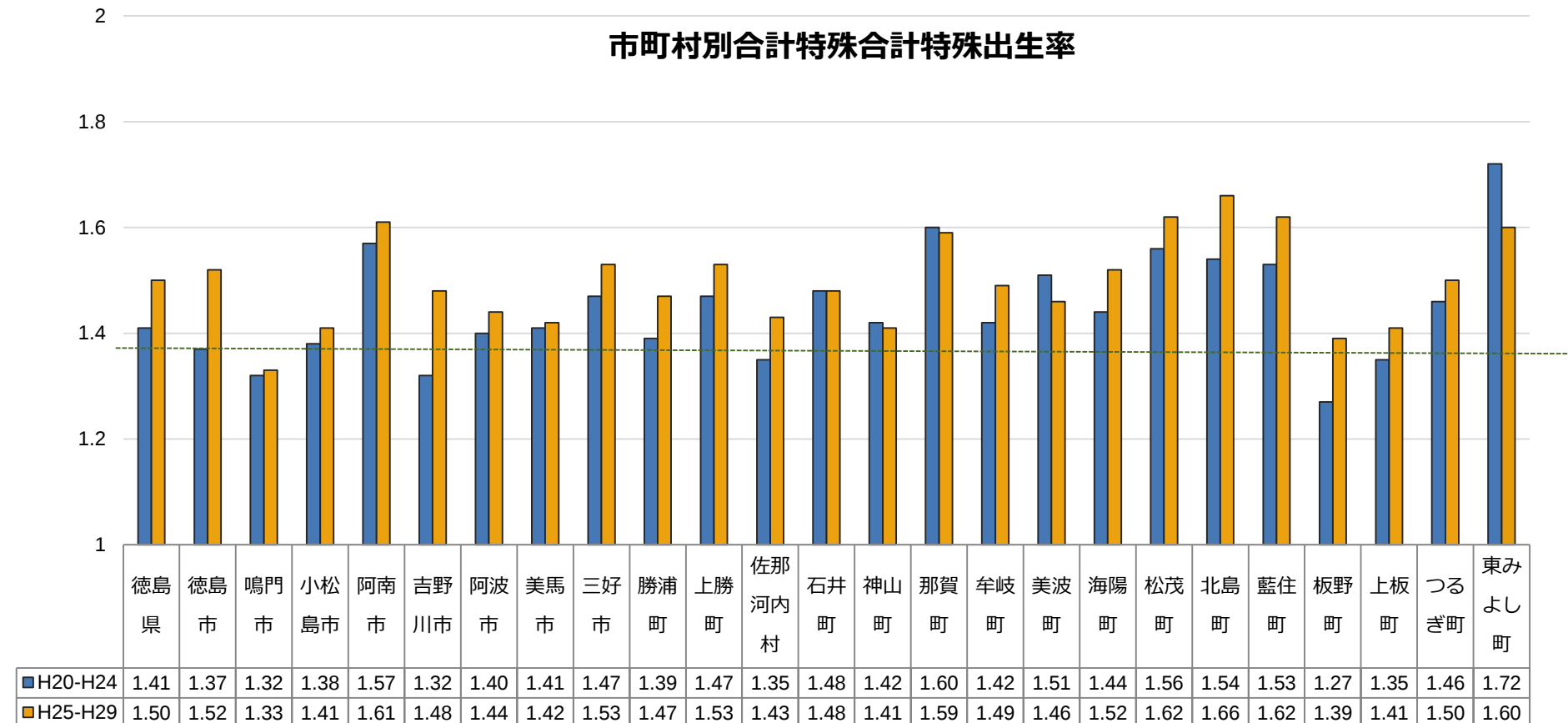


(参考) 県内市町村別合計特殊出生率の状況

平成25年～平成29年の**県内市町村の合計特殊出生率**は、次のとおり

北島町1.66（高）～鳴門市1.33（低）

平成20年～平成25年と比較すると、19市町村で上昇、4町で低下、県平均0.09上昇



厚生労働省「平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計」（R2.7.31公表）

市町村別の合計特殊出生率は、人口規模の小さい地域では出生数の少なさに起因して数値が不安定となるため、ベイズ推定※を用いて推定

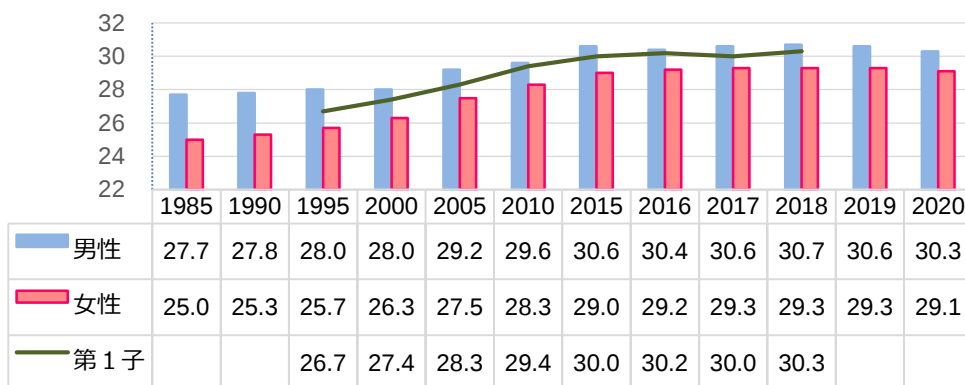
※ベイズ推定：小地域における合計特殊出生率をみる場合、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する方法

3 少子化の原因① ～未婚化・晩婚化～

- **平均初婚年齢**：徳島県の2020年は、男性で30.3歳・女性で29.1歳で、1985年から男性で2.6歳・女性で4.1歳上昇
全国と同様に、2015年以降男女とも横ばい傾向で晩婚化の進行は鈍化
- **50歳時（生涯）未婚率**：1990年を境に大幅に上昇し、急速に未婚化が進行
徳島県 1990年（男性 4.79%・女性 3.63%） 2015年（男性 23.37%・女性 13.23%）

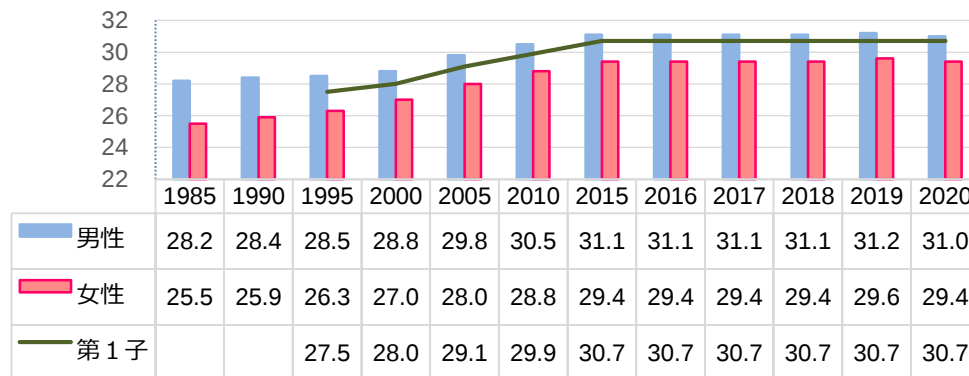
初婚年齢（徳島県）

年齢（歳）



初婚年齢（全国）

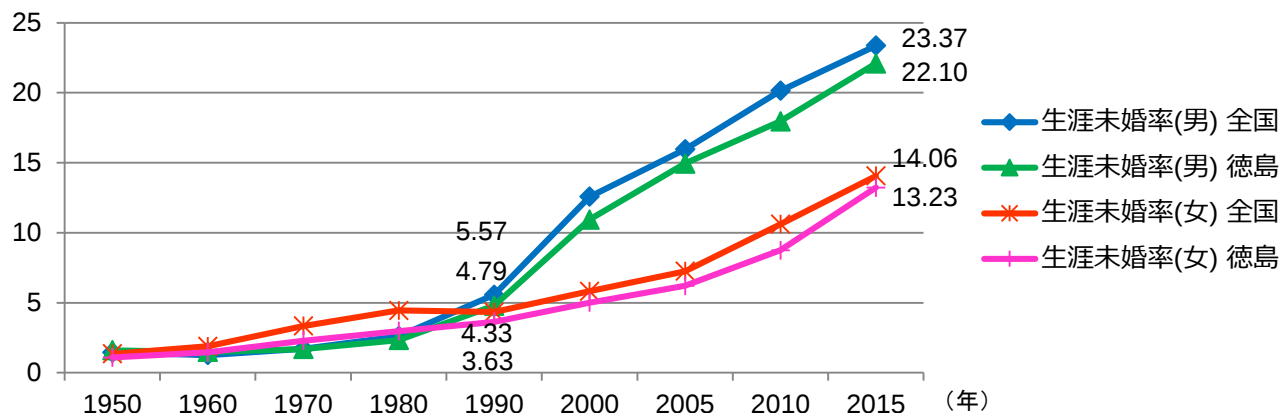
年齢（歳）



第1子=第1子出生時の母の平均年齢

50歳時の未婚割合

未婚率（%）

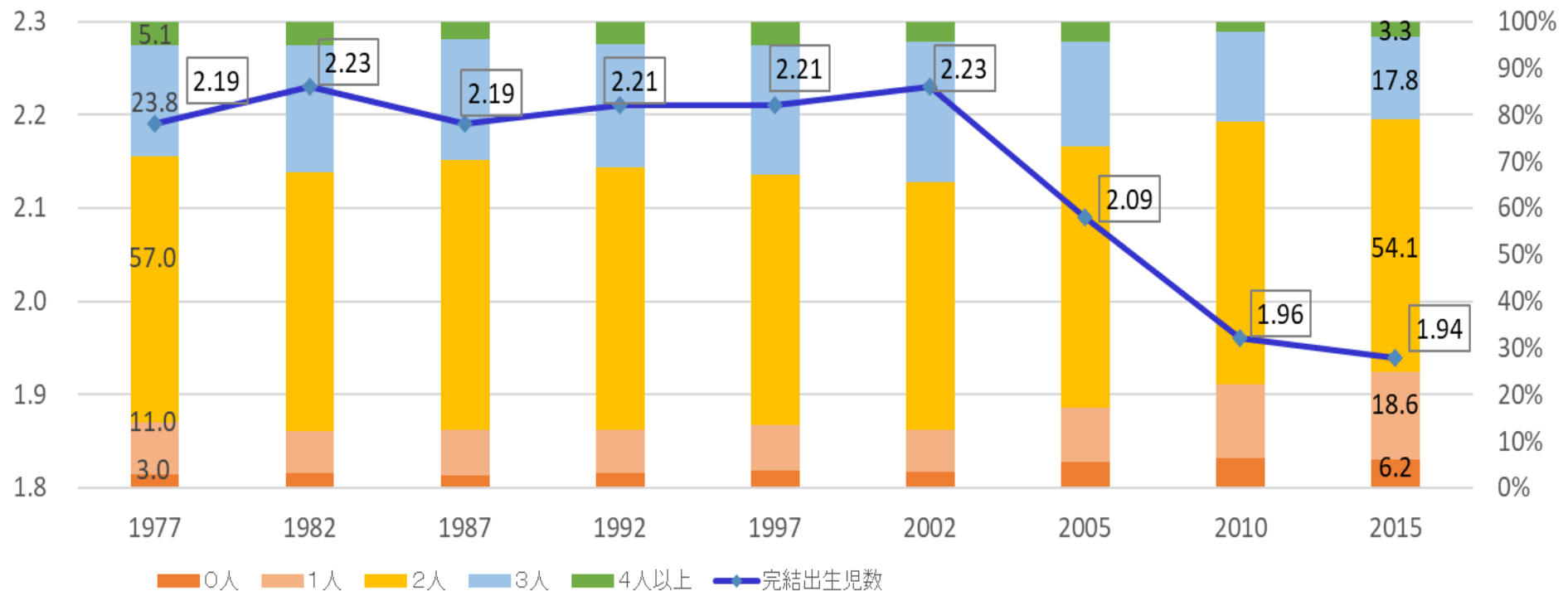


初婚年齢：厚生労働省「人口動態統計」
生涯未婚率：総務省「国勢調査」

3 少子化の原因② ～夫婦の出生力の低下～

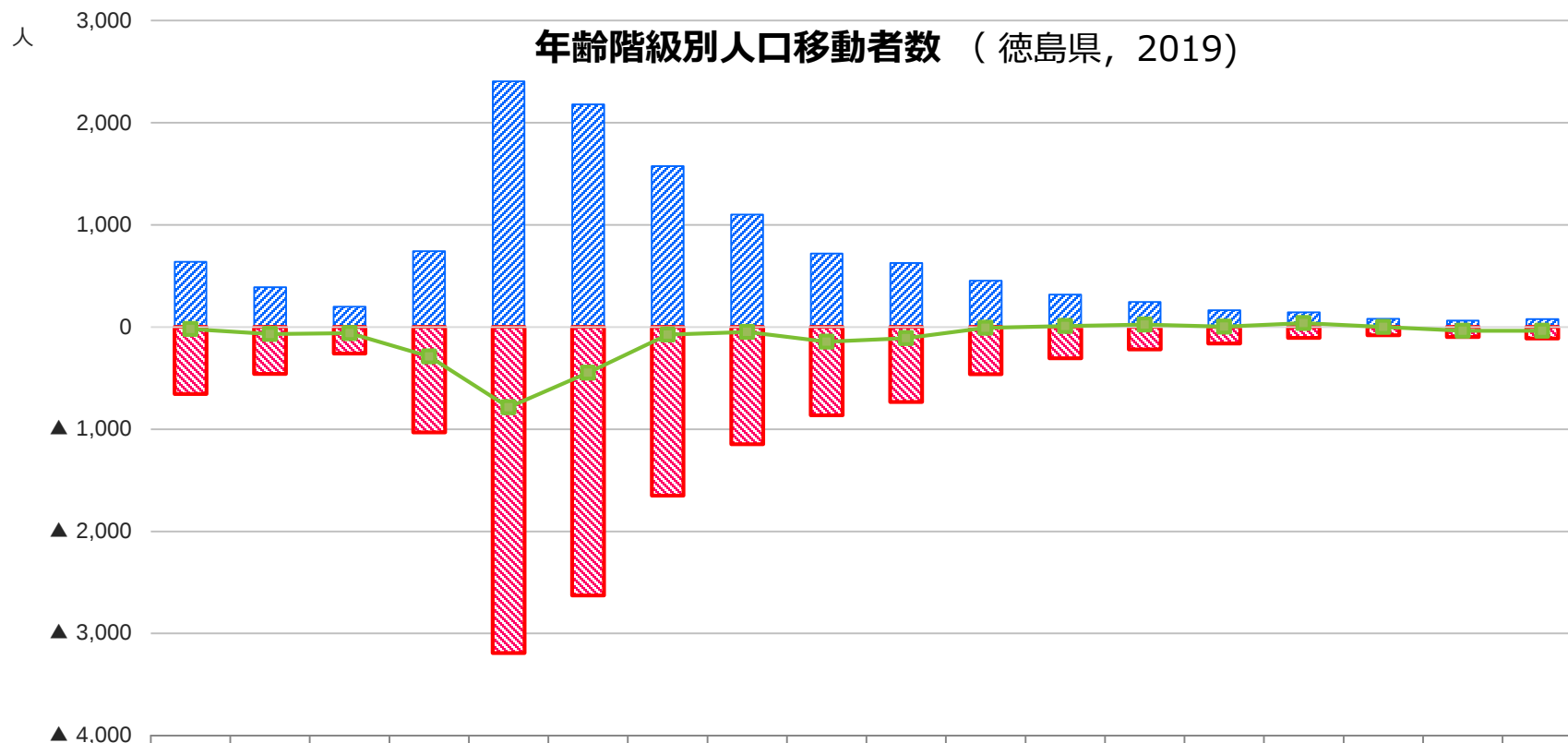
- 夫婦の**完結出生児数**（最終的な出生子ども数の平均値）は、1970年代から2002年までは2.2人前後で安定的に推移していたが、2010年に2人を下回り、減少傾向
- 半数を超える夫婦が2人の子どもを産んでいるが、子どもを3人以上持つ夫婦の割合は低下し、1人の夫婦が増加

完結出生児数と夫婦の出生子ども数分布の推移



(参考) 社会増減の状況

2019年の**社会増減数**（転入者数－転出者数）は、20歳～24歳で▲785人と最も多く、25歳～29歳は▲448人であり、この2世代で全体の社会増減数の半数以上を占める



	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
転出者数	▲ 657	▲ 458	▲ 259	▲ 1,030	▲ 3,190	▲ 2,628	▲ 1,651	▲ 1,148	▲ 864	▲ 734	▲ 462	▲ 307	▲ 219	▲ 160	▲ 107	▲ 80	▲ 99	▲ 113
転入者数	638	388	198	741	2,405	2,180	1,575	1,100	719	626	454	316	244	163	144	80	62	76
転入者数－転出者数	▲ 19	▲ 70	▲ 61	▲ 289	▲ 785	▲ 448	▲ 76	▲ 48	▲ 145	▲ 108	▲ 8	9	25	3	37	0	▲ 37	▲ 37

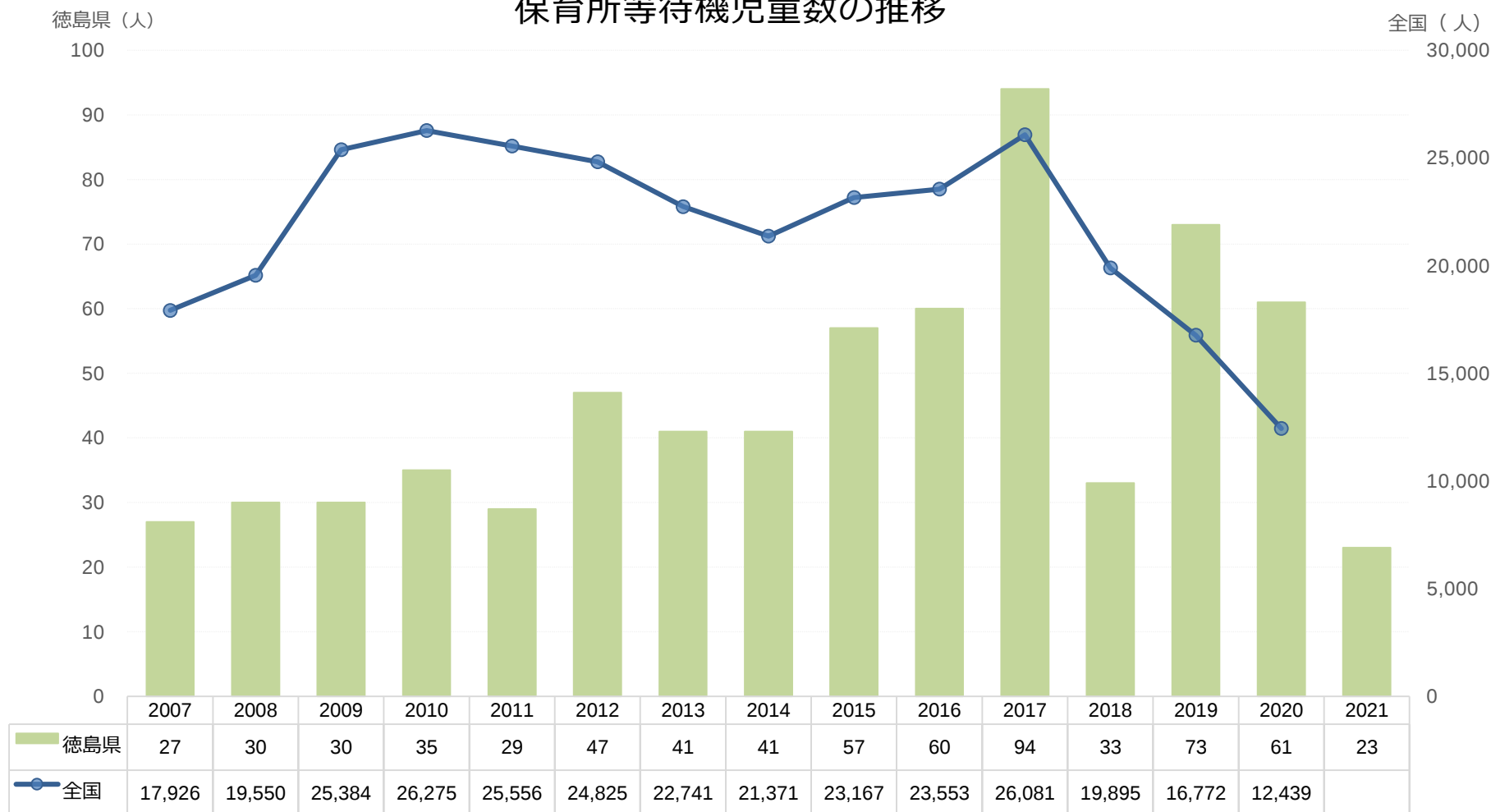
4 その他資料 ～待機児童数～

保育所等待機児童数

- 全国 2020年（4月1日時点）12,439人で、前年より4,333人の減少
- 徳島県 2021年（4月1日時点）23人で、前年より38人減少（2年連続で減少）

➡ 目標 0 人

保育所等待機児童数の推移



厚生労働省調査資料（4月1日現在）

5 少子化対策に関する意識調査（徳島県）

オープンとくしま e-モニターアンケート（R3.7.21～R3.8.3実施） n=200

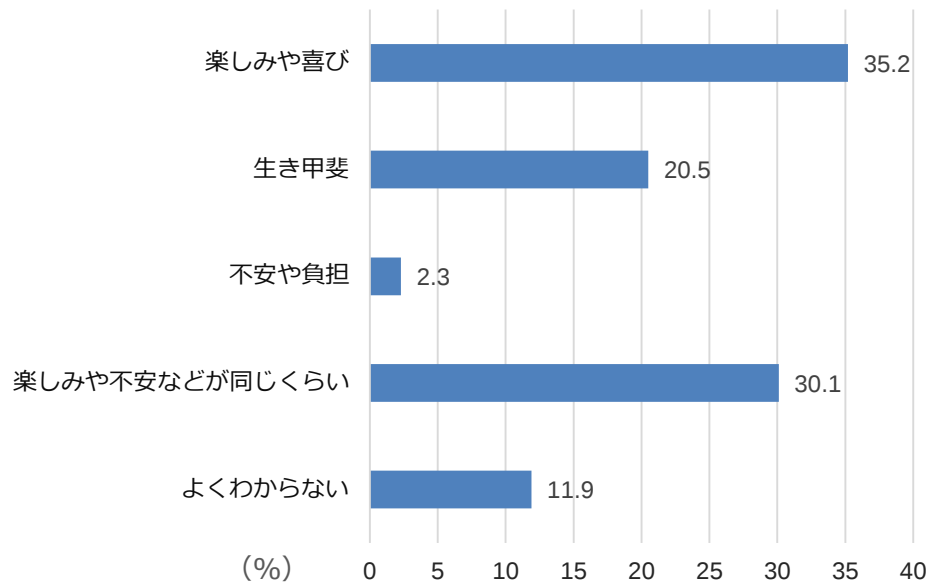
■問1：子育てについて、主にどのように感じているか

- ・楽しみや喜び（35.2%）
- ・生き甲斐（20.5%）
- ・楽しみや不安が同じくらい（30.1%）
- ・不安や負担（2.3%）

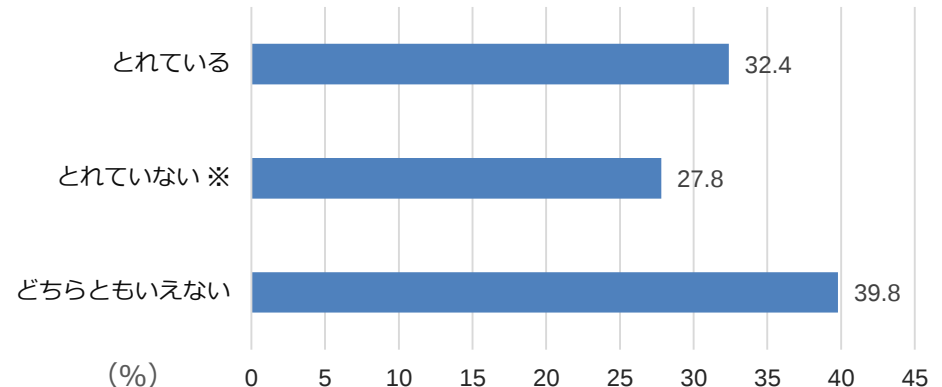
■問2：子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和が図られている）か

- ・とれている（32.4%）
- ・とれていない（27.8%）

問1：子育てについて、主にどのように感じているか



問2：子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれているか



※ とれていない理由

- ・仕事が忙しいから（44.9%）
- ・職場において、育児休業・介護休業、有給休暇等の取得しやすい環境や多様な働き方を支える環境が整っていないから（30.6%）
- ・地域の実情に応じた、育児や介護等を行う家庭を支援する社会基盤が整備されていないから（18.4%）
- ・その他（6.1%）

少子化対策をめぐる最近の国の動き（参考資料）

1 少子化社会対策大綱

（概要）

少子化社会対策大綱（概要）

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

2020年5月29日閣議決定

- ・少子化社会対策基本法※1に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- ・2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

<背景>

- ・少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
- ・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下・背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因
- ・希望の実現を阻む隘路を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
- ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- ・学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める

<基本的な目標>

- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚・妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる（結婚・妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に特定の価値観押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることによって妨げないことに十分留意）

<基本的な考え方>

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進・働き方改革と暮らし方改革

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

このほか、ライフステージ（結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに施策の方向性を整理

<施策の推進体制等>

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ※2
- ・更に強力に少子化対策を推進するために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討

※1 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抄） 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

※2 本大綱については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目処に見直しを行うこととする。

少子化社会対策大綱の推進について（概要）

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。
- 令和3年度における主な取組は、以下のとおり。

結婚支援	妊娠・出産への支援	仕事と子育ての両立支援	地域・社会による 子育て支援	経済的支援
地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援 結婚新生活支援事業の充実	不妊治療等への支援 ・不妊治療への経済的支援 ・不妊治療を受けやすい職場環境整備 ・不妊症・不育症への相談支援等 ・不育症への経済的支援 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ・産後ケア事業の全国展開 等	待機児童の解消 「新子育て安心プラン」の実施により、令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備 男性の育児休業の取得促進 出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入等を検討	利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を推進 ・地域の支援員が各事業所を巡回 ・ファミリー・サポート・センター事業と地域子育て支援拠点事業等との連携を強化 等	税制 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置 等

※検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。
 ※更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める。

少子化社会対策大綱の推進について〈令和3年度における主な取組〉

(※) 令和2年度第3次補正予算案、令和3年度予算案、令和3年度税制改正要望結果等を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。
(※) ★は「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)に盛り込まれた事項。

結婚支援

○地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

【地域少子化対策重点推進交付金 3次補正+当初で20億円】

【自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援】

- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化や相談員による支援を組み合わせた結婚支援の取組等に対し、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)

【結婚新生活支援事業の充実】

- ・年齢・年収要件の緩和(34歳以下→39歳以下、世帯年収480万円相当→540万円相当)
- ・都道府県が主導して管内市区町村における本事業の面的拡大を図る優れた取組については、上記の緩和に加え、補助上限額を引き上げる(30万円→29歳以下60万円)とともに、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)

妊娠・出産への支援

★不妊治療等への支援

【不妊治療への経済的支援】※保険適用については令和4年度当初からの実施に向け作業を進める

- ・現行の助成制度の拡充【3次補正370億円(151億円)】

【不妊治療を受けやすい職場環境整備】

- ・社会的機運の醸成(企業・職場や社会の理解促進)
- ・不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備(事業主の取組促進)【当初0.3億円(0.2億円)】
- ・中小企業向け助成金による中小企業の取組支援【当初4.7億円(新規)】
- ・企業が策定する行動計画の指針の改正を関係審議会で検討中 等

【不妊症・不育症への相談支援等】

- ・不妊専門相談センターにおける相談支援体制の強化【当初6.3億円(1億円)】等

【不育症への経済的支援】・不育症検査への助成金の創設【当初12億円(新規)】

○妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援

【子育て世代包括支援センターの強化】

- ・困難事例への対応等支援に要する人員の追加配置
- 【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】
- 【産後ケア事業の全国展開】【当初42億円(27億円)】

仕事と子育ての両立支援

★待機児童の解消

【新子育て安心プラン】の実施

- ・令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備
- 【運営費：当初529億円】※公費+事業主拠出金の追加所要額
- ・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充(1日2,200円→4,400円)【当初7.8億円(3.8億円)】
- ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する50万円の助成事業を創設【当初2億円(新規)】等

★男性の育児休業の取得促進

- ・出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置等を関係審議会で検討中

地域・社会による子育て支援

○多機能型地域子育て支援の新たな展開

【利用者支援事業】

【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】

- ・地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施

【ファミリー・サポート・センター事業】【同上】

- ・安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化

【地域子育て支援拠点事業】【同上】

- ・両親共に参加しやすくなるよう、休日の育児参加促進に関する講習会実施を支援 等

経済的支援

○税制

- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等

【適用期限：令和5年3月末まで】

- ・国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等(※)の非課税措置

*地方自治体等が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成

- ・産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設(消費税、地方消費税)

新型コロナウイルス ・ 不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等の実施【3次補正 46億円】

感染症への対応 ・ 保育所等及び地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援【3次補正(内閣府)65.2億円(厚生労働省)117億円】

※検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少傾向。
※2020年の婚姻件数(速報値)は53万7,583件(対前年比12.7%減)。 2020年1月-10月の累計妊娠届出数は72万7,219件(対前年比5.1%減)。
 ※2020年の出生数(速報値)は87万2,683人(対前年比2.9%減)。
- 新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、安心して結婚・妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

(※)令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算案を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。

結婚

- 地域少子化対策重点推進交付金【3次補正+当初で20億円】
 - ・結婚新生活支援事業について、コロナ禍における経済的打撃や将来不安が結婚に及ぼす影響等を考慮し、年齢・年収要件の緩和(34歳以下→39歳以下、世帯年収480万円相当→540万円相当)などの充実を実施。
 - ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化等を重点的に支援(補助率を1/2→2/3に嵩上げ)するとともに、オンラインによる結婚支援・子育て相談など、コロナ禍での新たな取組を推進。
- 新規学卒者等への就職支援【3次補正0.9億円、当初102億円(87億円)】
 - ・就職活動が十分に行えなかったり不安を抱える学生等を対象に、就職支援ナビゲーターによる個別支援等を実施。

子育て

- 保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援
 【3次補正(内閣府)65.2億円の内数(文部科学省)24億円(厚生労働省)117億円】
 - ・職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助。
- 高校生等奨学給付金による支援【当初159億円(136億円)】
 - ・令和2年度より家計急変世帯についても授業料以外の教育費に係る支援を実施。
- 高等教育の修学支援新制度【当初4,804億円(4,882億円)】
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、随時申請が可能。

※上記の他、一時的な資金が必要な方への緊急小口資金等の特例貸付、住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が厳しい方への支援を実施。
 ※引き続き、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応にも留意しながら、ポストコロナの社会経済、国民生活、人々の意識・行動の変容を見据えつつ、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。

妊娠・出産

- 妊産婦・乳幼児への総合的な支援【3次補正46億円】
 - ・不安を抱え困難な状況にある妊産婦に対する電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施、里帰り出産が困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供、健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を実施。
- 母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援【当初9.3億円】
 - ・妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者に関して、有給休暇制度を導入し、休暇を取得させた事業主に対して助成を実施。

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【当初7.8億円(3.8億円)】
 - ・多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう、利用補助を拡充。
- 非正規雇用労働者・子育て中の女性等の円滑な就労に向けた支援【3次補正2.1億円の内数、当初831.4億円の内数(1241.1億円の内数)】
 - ・ハローワークにおける相談支援体制の強化や、子育て中の女性等に対するマザーズハローワーク等でのマッチング支援、積極的な求人開拓の実施、トライアル雇用助成金の拡充、キャリアアップ助成金の活用による正社員化促進などにより、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに応じた就職支援を実施。

第1章 はじめに

1. これまでの検討経緯

政府は、昨年9月に全世代型社会保障検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討してきた。

検討会議は昨年12月に第1回目の中間報告（以下「第1次中間報告」という。）を行った。当該中間報告に基づき、第201回国会では労働や年金分野等で所要の改革が実現した。本年6月には第2回目の中間報告を行い、医療について、第1次中間報告で示された方向性や進め方に沿って、更に検討を進め、本年末の最終報告において取りまとめることとした。

本年9月の菅内閣の発足後、検討会議の検討を再開し、10月15日に少子化対策、11月24日に医療改革について議論を行った。

これまでの検討会議の検討や与党の意見を踏まえ、全世代型社会保障改革の方針を定める。

(2. 省略)

第2章 少子化対策

少子化の問題は、結婚や出産、さらには子育ての希望の実現を阻む、様々な要因が絡み合って生じている。これまで、政府としては、待機児童の解消と併せて、幼稚園、保育所、大学、専門学校の無償化のほか、仕事と育児の両立支援、結婚・妊娠・出産支援などの総合的な取組を進めてきた。

我が国の未来を担うのは子供たちである。長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、以下の取組を進める。その上で、安心して子供を産み育てられる環境をつくるとともに、女性が健康で活躍できる社会を実現していく。

1. 不妊治療への保険適用等

子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和3年度（2021年度）中に詳細を決定し、令和4年度（2022年度）当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額（1回30万円）等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行う。

同時に、不妊治療のみならず、里親制度や特別養子縁組等の諸制度について周知啓発を進める。また、児童虐待の予防の観点から、地域で子供を見守る体制の強化や児童福祉施設による子育て家庭への支援の強化を着実に推進する。さらに、不妊治療と仕事の両立に関し、社会的機運の醸成を推進するとともに、中小企業の取組に対する支援措置を含む、事業主による職場環境整備の推進のための必要な措置を講ずる。

2. 待機児童の解消

政権交代以来、72万人の保育の受け皿を整備し、今年の待機児童は、調査開始以来、最小の1万2千人となった。待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめる。

具体的には、安定的な財源を確保しながら、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。その際、保育ニーズが増加している地域、マッチングの強化が必要な地域など、地域の特性に応じた支援に取り組み、地域のあらゆる子育て資源の活用を図る。

新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

3. 男性の育児休業の取得促進

男性の育児参加を進めるため、今年度から男性国家公務員には1ヶ月以上の育児休業等の取得を求めているが、民間企業でも男性の育児休業の取得を促進する。

具体的には、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について、事業主に義務付けること、男性の育児休業取得率の公表を促進することを検討し、労働政策審議会において結論を取りまとめ、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和6年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の嵩上げ

○マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・保育コンシェルジュによる相談支援の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・巡回バス等による送迎に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・保育補助者の活躍促進 (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・短時間勤務の保育士の活躍促進
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・保育士・保育所支援センターの機能強化
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育 (施設改修等の補助を新設)
- ・や小規模保育 (待機児童が存在する市町村において利用定員の上限(19人)を弾力化 (3人増し→6人増しまで可とする)) の推進
- ・ベビーシッターの利用料助成の非課税化 【令和3年度税制改正に対応】
- ・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充 (1日1枚→1日2枚)
- ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

経済財政運営と改革の基本方針2021 ～日本の未来を拓く4つの原動力～

(令和3年6月18日
閣議決定)

日本を取り巻く環境変化

- **世界経済の変化**：単なる景気回復に留まらず、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生
 - ◆ カーボンニュートラル、◆ デジタル化、◆ 国際的な取引関係、国際秩序の新たな動き
- **国内の未来に向けた変化**：これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンス
 - ◆ 柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、◆ 環境問題への意識の高まり、◆ 東京一極集中変化の兆し

内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る

感染症の克服と
経済の好循環

- **感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築**
 - ◆ 感染症有事に備えた取組（医療提供体制、ワクチン等）
 - ◆ 効果的な感染防止策の継続・徹底
- **経済の好循環の加速・拡大**
 - ◆ 事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全
 - ◆ 自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営

防災・減災、国土強靱化
東日本大震災等からの復興

成長を生み出す4つの原動力の推進

- **グリーン社会の実現**
 - ◆ グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
 - ◆ 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
 - ◆ 成長に資するカーボンプライシングの活用
- **官民挙げたデジタル化の加速**
 - ◆ デジタル・ガバメントの確立
 - ◆ 民間部門におけるDXの加速
 - ◆ デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策
- **日本全体を元気にする活力ある地方創り**
 - ◆ 地方への新たな人の流れ、多核連携、分散型国づくり
 - ◆ 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者、賃上げ
 - ◆ 観光・インバウンド、農林水産業、スポーツ・文化芸術
- **少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現**
 - ◆ 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現
 - ◆ 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

4つの原動力を支える基盤づくり

質の高い教育、イノベーション、女性、若者、セーフティネット、孤独・孤立対策、働き方改革、リカレント教育、経済安全保障、経済連携、対日直接投資、外国人材、外交・安全保障、安全で安心な暮らし

経済・財政一体改革

● 改革の進捗等と感染症で
顕在化した課題

● 個別分野ごとの改革

全世代型社会保障改革、
国と地方の役割分担、文教・
科学技術、社会資本整備、
税制改革

● 更なる推進のための枠組

- ◆ 「経済あつての財政」の下、デフレ脱却・経済再生に全力。
- ◆ 財政健全化目標（2025年度PB黒字化等）の堅持
※本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、目標年度を再確認
- ◆ 2022～24年度の3年間、これまでと同様の歳出改革努力（歳出の目安）を継続

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

(1) 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、K P I を定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する